

報告第19号 協議項目17「使用料、手数料の取扱いに関すること」について  
 手数料については、各市町村で相違のないものは現行のとおりとし、現況が異なるものは、新市における速やかな一体性の確保と負担公平の原則に基づき、適正な負担額としました。

報告第20号 協議項目24-16「建設関係事業の取扱い」について  
 道路占用料については、5町村は現在、道路法施行令第19条の2別表占用料「丙地」によっていますが、新市においては平成18年4月1日受付分から「乙地」に統一となります。  
 公共物使用料及び生産物採取料については、各市町村の状況を勘案しながら調整し、統一しました。

報告第21号 新市議会運営等調整会議報告

新市議会運営等調整会議規約第7条の規定に基づき、調整会議の結果を協議会へ報告しました。



新市議会議事堂の位置について

新市議会議事堂の位置は、現渋川市議会の議事堂とする。  
 ただし、在任特例期間中の本会議及び委員会は、渋川市民会館内の小ホール及び会議室で行うこととする。

《在任特例期間中の会議場の検討にあたっての基本的な考え方》

1. 在任特例によって議員の人数が、92人となることから、本会議及び委員会等を開催する会議場については、いずれもこの人数に対応可能な条件を備えた施設であること。
2. 在任特例期間中（1年間）の一時的な使用となることから、改修をする必要の少ない、できるだけ現状のまま使用できる施設であること。
3. 仮に改修などをする場合でも、できるだけ改修費などの費用が少なく、かつ改修期間なども短期間で対応できる施設であること。
4. 議員をはじめ市当局の関係職員の本会議等への出席等を勘案すると、本庁の現議場などの施設とするか、本庁に近い施設であること。



在任特例期間中の本会議が開催される渋川市民会館小ホール

協議事項

議案第21号 協議項目12「慣行の取扱いに関すること」の変更について

平成16年9月24日開催の第1回合併協議会において決定された「慣行の取扱いに関すること」の決定事項の変更について提案し承認されました。

変更後	1 新市の市章は、合併時までに定め、市の花・木・鳥、市の歌については、新市において新に定める。
変更前	1 新市の市章、市の花・木・鳥、市の歌については、新市において新に定める。

議案第22号 新市の市章選定小委員会の設置について

新市の市章について調査、審議を行うために渋川地区市町村合併協議会小委員会規定に基づき、「新市の市章選定小委員会」を設けて協議することとなりました。付託事項等は次のとおりです。

- (1) 小委員会への付託事項
  - ①市章選定の方法
  - ②新市市章の選定
- (2) 小委員会の構成
  - 2号委員・・・・各市町村1人
  - 3号委員・・・・各市町村1人
  - 4号委員・・・・各市町村1人
  - 5号委員・・・・1人
  - アドバイザー・・・・若干人（デザイン専門家等）

